

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	身体障害者手帳交付事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県知事

## 公表日

令和4年10月14日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	身体障害者手帳交付事務		
②事務の内容	<p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務</p> <p>1 新規交付申請に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書を受理し、システムへ入力する</li> <li>・診断書等により障害程度を審査し、身体障害者手帳の交付の可否を決定する</li> <li>・手帳に該当した場合は身体障害者手帳を交付し、システムへ入力する(交付台帳の整備)</li> <li>・手帳に該当しない場合は却下通知書を交付する</li> </ul> <p>2 再交付申請に関する事務(障害程度の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書を受理し、システムへ入力する</li> <li>・診断書等により審査し、身体障害者手帳の交付の可否を決定する</li> <li>・手帳に該当した場合又は当該再交付申請は非該当であるが、他に障害認定を受けている場合は、身体障害者手帳を交付し、システムへ入力する(交付台帳の整備)</li> <li>・手帳に該当しない場合は却下通知書を交付する</li> </ul> <p>3 再交付申請に関する事務(破損、紛失)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書を受理し、システムへ入力する</li> <li>・身体障害者手帳を交付し、システムへ入力する(交付台帳の整備)</li> </ul> <p>4 氏名、居住地の変更に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出を受理し、システムへ入力する(交付台帳の整備)</li> <li>・居住地の変更の場合は旧居住地へ通知する</li> </ul> <p>5 返還に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が死亡、非該当になった場合 届出及び手帳を受理し、交付台帳から削除を行う。</li> <li>・返還後の手帳は裁断等を行い処分する</li> </ul>		
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
<b>システム1</b>	
①システムの名称	身体障害者手帳交付システム
②システムの機能	<p>身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する障害判定・交付・台帳管理事務等の業務を行うシステム。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳に関する申請・届出の受付処理から通知書等の帳票発行、手帳発行</li> <li>・ 身体障害者手帳交付台帳の管理</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他（ )</p> </div> <div> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> </div> </div>
<b>システム2</b>	
①システムの名称	団体内統合宛名管理システム
②システムの機能	<p>団体内統合宛名管理システムは、既存業務システムと中間サーバー等のデータの受け渡しを行うことで、機関別符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「機関別符号」を取得して利用する。</p> <p>① 統合宛名番号管理機能： 本県内部において個人を一意に特定するための団体内統合宛名番号の付番及び管理を行う。</p> <p>② 個人番号等管理機能： 団体内統合宛名番号を付番した個人について、個人番号及び業務種別・業務宛名番号等を紐付けして管理する。また、管理対象の個人番号に対応する基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を住民基本台帳ネットワークシステムから取得し、管理する。なお、これらの情報については一定の期間、履歴管理も行う。</p> <p>③ 符号情報等管理機能： 中間サーバーに対して団体内統合宛名番号の登録要求や符号の取得要求等を行い、その処理結果を取得するとともに、符号取得依頼ファイルを取得する。また、これらの中間サーバー上での登録(取得)状況に関する管理を行う。</p> <p>④ 情報照会連携機能： 既存業務システム及び本システムのクライアント画面からの情報照会要求に基づき、中間サーバー用の情報照会データを生成し、中間サーバーに情報照会要求を行う。また、情報照会の結果を中間サーバーから取得して、既存業務システム等に提供する。</p> <p>⑤ 情報提供連携機能： 既存業務システム及び本システムのクライアント画面から連携(入力)された情報提供用データを元に、中間サーバー用の登録データ(副本)を生成し中間サーバーへの副本登録を行う。また、登録処理の結果を中間サーバーから取得する。</p> <p>⑥ 中間サーバー連携付帯機能： 中間サーバーからの要求に対して、氏名、住所、性別及び生年月日並びに個人番号等を通知する。また、中間サーバーへの要求時に発行される中間サーバー受付番号を管理する。加えて、中間サーバーから提供される各種マスタ等を取得して管理する。</p> <p>⑦ 共通変換機能： 既存業務システムと中間サーバーとの連携において、連携データのデータ形式や文字コード等を、それぞれのシステムに応じたものに変換を行う。</p> <p>⑧ データ送受信機能： 中間サーバー及び既存業務システム向けに、データを送受信する。データの送受信を確実に完了するため、送受信の状況を確認し、エラーが発生した場合には自動(又は手動)で再送する。</p> <p>⑨ 職員認証・権限管理機能： 権限を有する職員だけが、許可された特定個人情報を取り扱えるように、アクセス制御を行う。既存業務システムからのアクセスに対しても同様に制御を行う。</p> <p>⑩ マスタ管理機能： 機関、番号利用事務の業務種別(未システム化業務含む)、中間サーバー用のシステム識別子などの各種マスタを管理する。</p> <p>⑪ システム管理機能： 本システムの稼働監視、運用管理、ジョブ管理などのシステム管理を行う。また、異常発生時やシステム操作が必要な場合など一定の条件が発生した時にメール通知を行う。</p> <p>⑫ ログ管理機能： システムログ、操作ログなどを取得し、一定期間保存する。また、ログ監視を行い、一定の条件に該当する場合はシステム管理者に自動的に通知する。</p> <p>⑬ 庁内連携機能： 兵庫県庁の各機関が保有する特定個人情報の機関内での連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他（ 中間サーバー )</p> </div> <div> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> </div> </div>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、団体内統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、機関別符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。なお、中間サーバーの運用は本県(本県教育委員会)から地方公共団体情報システム機構に委任している。</p> <p>① 符号管理機能：情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「機関別符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>② 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③ 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④ 既存システム接続機能：中間サーバーと既存業務システム、団体内統合宛名管理システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤ 情報提供等記録管理機能：特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥ 情報提供データベース管理機能：特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦ データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、機関別符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧ セキュリティ管理機能：特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵の管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>⑨ 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩ システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
身体障害者手帳交付システム 交付台帳ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会) 身体障害者手帳交付事務において情報照会を行わない  (情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の項の2、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の項の2、57の項、79の項、85の項の2、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号へ、同第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号二、同条第9号ロ、第59条の2第1号へ
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付システム 交付台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	身体障害者手帳に係る申請者及び届出者
その必要性	身体障害者手帳の交付等に係る事務を行うにあたり、必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	身体障害者手帳に関する事務を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	福祉部障害福祉課、身体障害者更生相談所

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	身体障害者手帳の交付・再交付、身体障害者手帳交付台帳の管理								
④使用の主体	使用部署 福祉部障害福祉課 身体障害者更生相談所								
	使用者数 [ 10人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 身体障害者手帳交付に関する事務 ・申請書等を受理し、身体障害者手帳の交付の可否を決定し、手帳を交付する 2 氏名、居住地の変更に関する事務 ・届出を受理し、システムへ入力して交付台帳の整備を行う 3 返還に関する事務 ・届出及び手帳を受理し、交付台帳から削除を行い、返還後の手帳は裁断等を行い処分する								
情報の突合	申請書に記載された情報について、番号法の規定に基づき求められる本人確認を行う								
⑥使用開始日	平成28年4月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない [ ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 委託する</td> <td style="text-align: center;">2) 委託しない</td> </tr> </table> ( ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
<b>委託事項1</b>									
①委託内容									
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名									
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 再委託する</td> <td style="text-align: center;">2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 17 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 5 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による

<b>提供先3</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の28の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による
<b>提供先4</b>	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の31の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による

<b>提供先5</b>	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の54の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による
<b>提供先6</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の55の項
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による

<b>提供先7</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の79の項
②提供先における用途	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による
<b>提供先8</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の106の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による

<b>提供先9</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の56の2の項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による
<b>提供先10</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の57の項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による

<b>提供先11</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の116の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による
<b>提供先12</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の10の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による

<b>提供先13</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の14の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による
<b>提供先14</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の16の項の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による

<b>提供先15</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の20の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による
<b>提供先16</b>	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の85の項の2
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による



<b>提供先17</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の108の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 総合宛名管理システム、中間サーバ )
⑦時期・頻度	照会による
<b>移転先1</b>	福祉部児童課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 統合宛名管理システム )
⑦時期・頻度	照会による

<b>移転先2</b>	財務部税務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 統合宛名管理システム )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会による	
<b>移転先3</b>	まちづくり部公営住宅管理課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 統合宛名管理システム )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会による	

<b>移転先4</b>	まちづくり部都市計画課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 統合宛名管理システム )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会による	
<b>移転先5</b>	福祉部児童課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 統合宛名管理システム )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会による	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### 【身体障害者手帳交付システム】

- ・庁内のサーバー室に保管。
- ・サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要である。

### 【統合宛名管理システム】

- ・庁内で専用IDカードにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバに保管。サーバは施錠したラックに設置し、アクセスはID/パスワードによる認証が必要。

### 【中間サーバー】

- ・中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置する「中間サーバー・プラットフォーム」と呼ばれるデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

—

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

手帳番号、登録日、登録区分、障害者氏名、障害者よみがな、障害者性別、障害者生年月日、初回手帳交付日、受付市町村、管轄保健所、管轄福祉事務所、障害者本籍地、障害者郵便番号、障害者住所、障害者電話番号、障害者職業、入所施設、保護者氏名、保護者よみがな、保護者性別、保護者生年月日、障害者との続柄、保護者住所、保護者電話番号、保護者職業、決裁日、交付区分、再交付理由、手帳交付日、申請日、申請者、受付番号、判定科、種別、等級、原因分類、障害区分、障害等級、障害番号、障害原因、障害結果、障害再判定月、再認定理由、合併障害、特別障害者手当有無、障害児福祉手当有無、経過的福祉手当有無、介護慰労金有無、特別児童扶養手当有無、返還日、返還区分

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
身体障害者手帳交付システム交付台帳ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>身体障害者手帳に関する事務において、特定個人情報の入手は対象者からの申請・届出のみに基づいて行われており、必要最小限の情報の記載となっているため、目的外の情報を入手することはない。</p> <p>【統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者（課長、班長等）の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認めることとする。</li> <li>・庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の監査等に使用する。</li> <li>・認証機能により特定の権限者以外は庁内連携による情報の入手ができない仕組みとする。</li> <li>・法令や条例において認められた情報以外は入手できない仕組みとする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の監査等に使用する。</li> <li>・認証機能により特定の権限者以外は庁内連携による情報の入手ができない仕組みとしている。</li> <li>・統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者（課長、班長等）の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認めている。</li> </ul> <p>2 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、統合宛名管理システムへの宛名登録時に、住民基本台帳ネットワークシステムと宛名情報の突合を行い確認できる仕組みとする。</li> </ul> <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の監査等に使用する。</li> <li>・認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとする。</li> <li>・別途定める規定等により、外部への持ち出しを禁止する等の漏えい・紛失防止措置を講じる。</li> </ul>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>身体障害者手帳に関する事務に関係のない情報は保有しない。統合宛名管理システム、中間サーバーと接続するが、身体障害者手帳に関する事務は他システムへの情報照会を行わないため、事務に必要な情報との紐付けが行われることはない。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <p>① 操作ログを保持し、定期的を確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ② 担当する事務に係る特定個人情報以外は参照等できないようアクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>アクセスはID、パスワードによる認証が必要であり、アクセス権限は、事務上必要な最小限の者に限って与えている。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <p>① ID/パスワード及び利用端末制限による認証を行っている。</p> <p>【中間サーバー】</p> <p>② 団体内統合宛名管理システムとのシステム間連携を除き、特定の職員以外に利用権限が開放されていない。 ③ アクセス権限のある職員については、顔認証及びID/パスワードによる認証を行っている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 従業者が事務外で使用するリスク 【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携や庁内連携を行う場合、情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の内部監査等に使用する。</li> <li>・統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。</li> </ul> <p>2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名管理システムにより取得した特定個人情報を含むファイルの外部媒体への出力については、管理簿の作成等別途定める手順によることとする。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ ]	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用が認められていない職員は利用できない仕組みとする。</li> <li>宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。</li> </ul> <p>2 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統合宛名管理システムでは、統合宛名管理システムで保有する情報全てを連携することはできず、番号法及び条例に基づき認められる情報のみしか提供・移転できないよう、仕組みとする。</li> <li>宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。</li> </ul>			



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【身体障害者手帳交付システムにおける措置】          情報提供は身体障害者手帳システムにて提供対象者を特定した上で宛名管理システムを経由した情報提供が行われる。身体障害者手帳システムは事務に関係ない対象者の特定個人情報入手に対し対策を行っていることから、事務に関係ない対象者の情報提供が行われることは無い。</p> <p>【団体内統合宛名管理システム】          ① 操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。          ② 認証機能により特定の権限者以外は情報の提供ができない仕組みとしている。          ③ 法令や条例において認められた特定個人情報以外は提供できないよう権限を制御している。</p> <p>【中間サーバー】          ① 情報提供機能(情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ③ 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 1 目的外の入手が行われるリスク

#### 【団体内統合宛名管理システム】

- ① 担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者（監督職以上）の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。
- ② 情報照会に係る操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。
- ③ アクセス認証機能により、特定の権限者以外は特定個人情報の入手ができない仕組みとなっている。
- ④ 法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。

#### 【中間サーバー】

- ① 情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
- ② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

### 2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

#### 【団体内統合宛名管理システム】

- ① 担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者（監督職以上）の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。
- ② 法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。
- ③ 中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。

#### 【中間サーバー】

- ① 特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ② 中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ③ VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

### 3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

#### 【団体内統合宛名管理システム】

- ① アクセス認証機能により、特定の権限者以外は特定個人情報の登録、変更及び削除等ができない仕組みとなっている。
- ② 機関間連携又は庁内連携により入手した特定個人情報は編集できない仕組みとなっている。

#### 【中間サーバー】

- ① 情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

### 4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

#### 【団体内統合宛名管理システム】

- ① システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。
- ② 操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。
- ③ 認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとしている。
- ④ 宛名管理システム運用管理要綱等により、外部への特定個人情報の持ち出しを禁止等している。
- ⑤ 中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。

#### 【中間サーバー】

- ① 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。）。
- ② 団体内統合宛名管理システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除すること

により、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。

- ④ 職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ⑤ 中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ⑥ VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ⑦ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

## 5 不適切な方法で提供されるリスク

### 【団体内統合宛名管理システム】

- ① 操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。
- ② 認証機能により特定の権限者以外は情報の提供ができない仕組みとしている。
- ③ 法令や条例において認められた特定個人情報以外は提供できないよう権限を制御している。

### 【中間サーバー】

- ① セキュリティ管理機能（暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ② 職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ③ 中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ④ VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ⑤ 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

## 6 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

### 【団体内統合宛名管理システム】

- ① 中間サーバーが自動応答せず、担当者が一時入力等により情報提供を行うには、業務承認者（監督職以上）の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。
- ② 法令や条例において認められた特定個人情報以外は提供できないよう権限を制御している。

### 【中間サーバー】

- ① 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ② 情報提供データベース管理機能（特定個人情報を副本として保存・管理する機能）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ③ 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

## 7 その他のリスクに対する措置

### 【中間サーバー】

- ① 職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- ③ 中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ④ VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ⑤ 特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ⑥ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 物理的対策

【団体内統合宛名管理システム】

- ① 統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、専用IDカード等により入退室管理されており、防火設備が整っている。
- ② サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。
- ③ サーバ機器等に係る電源についても、UPSを設置し、非常用発電機も備え付けがある。

【中間サーバー】

- ① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

2 技術的対策

【団体内統合宛名管理システム】

- ① システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。
- ② アクセスの監視とアクセスログの取得を行い、ログの解析を行う。
- ③ ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ④ 統合宛名管理システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。

【中間サーバー】

- ① UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ② ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【身体障害者手帳交付システムの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>【団体内統合宛名管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 団体内統合宛名管理システムを利用する職員に対し、セキュリティ研修等を実施している。</li> <li>② 団体内統合宛名管理システムの運用に携わる事業者内において、セキュリティ研修等を実施している。</li> </ul> <p>【中間サーバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。</li> <li>② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	福祉部障害福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-9497 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉部障害福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-9497
②対応方法	問い合わせに応じ、問い合わせ内容と対応の経過について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年5月18日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 坂本 佳一	障害福祉課長 崎濱 昭彦	事後	人事異動
平成29年5月31日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	兵庫県企画県民部県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成30年7月20日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 崎濱 昭彦	障害福祉課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	時点修正
平成30年7月20日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3192	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711	事後	文言統一 代表番号に統一
令和1年6月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	記載内容の誤りの修正
令和1年6月24日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	記載内容の誤りの修正
令和2年7月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム2		記載のとおり	事後	記載漏れの修正
令和2年7月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム3		記載のとおり	事後	記載漏れの修正
令和2年7月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	(情報照会) 身体障害者手帳交付事務において情報照会が行わない  (情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の項、57の項、79の項、85の項の2、106の項、116の項 ・番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条、第1号イ、同条第2号から第10号、第28条第1号イ、同条第2号から第10号、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ	(情報照会) 身体障害者手帳交付事務において情報照会が行わない  (情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の項の2、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の項の2、57の項、79の項、85の項の2、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ハ、同第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号二、同条第9号ロ、第59条の2第1号へ	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	I 基本情報 7. 他の評価実施機関		なし	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12～17		記載のとおり	事後	記載漏れの修正に伴う追加
令和2年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考		—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	【統合宛名管理システムにおける措置】 ・番号利用が認められていない職員は利用できない仕組みとする。 ・別途定める手順により権限管理を行う。 ・統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報の照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。	【団体内統合宛名管理システム】 ① ID/パスワード及び利用端末制限による認証を行っている。  【中間サーバー】 ② 団体内統合宛名管理システムとのシステム間連携を除き、特定の職員以外に利用権限が開放されていない。 ③ アクセス権限のある職員については、顔認証及びID/パスワードによる認証を行っている。	事後	記載内容の変更



令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容		—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・転移(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク:不正な提供・転移が行われるリスク その他の措置の内容		—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク	【統合宛名管理システムにおける措置】 ・情報照会・情報提供を行う場合、操作ログを保持し、必要に応じて事後の内部監査等に使用する。 ・認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとしている。 ・統合宛名管理システムでは、統合宛名管理システムで保有する情報全てを連携することはできず、番号法及び条例に基づき認められる情報のみしか提供・移転できない仕組みとする。	【団体内統合宛名管理システム】 ① 操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ② 認証機能により特定の権限者以外は情報の提供ができない仕組みとしている。 ③ 法令や条例において認められた特定個人情報以外は提供できないよう権限を制御している。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	【中間サーバー】 ① 情報提供機能(情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 【統合宛名管理システムにおける措置】 ・情報照会・情報提供を統合宛名管理システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。 ・情報照会に係る操作ログを保持し、必要に応じて事後の内部監査等に使用する。 ・認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとする。 ・統合宛名管理システムの端末を利用する場合において情報照会を行う際は、担当者及び事務管理者(課長、班長等)の確認を行う仕組みとし、システム間連携を行う場合においても同様の措置を行う業務システムのみシステム間連携を認める。	2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 【団体内統合宛名管理システム】 ① 担当者が情報照会要求を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムのみシステム間連携が認められている。 ② 法令や条例において認められた特定個人情報以外は入手できないよう権限を制御している。 ③ 中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。	事後	記載内容の変更

<p>令和2年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>1 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 【中間サーバー】 ① 特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ② 中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ③ VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の変更</p>
<p>令和2年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>2 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 【統合宛名管理システムにおける措置】 ・原則として、統合宛名管理システムへの宛名登録時に、住民基本台帳ネットワークシステムと宛名情報の突合を行い確認できる仕組みとする。</p>	<p>3 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 【団体内統合宛名管理システム】 ① アクセス認証機能により、特定の権限者以外は特定個人情報の登録、変更及び削除等ができない仕組みとなっている。 ② 機関間連携又は庁内連携により入手した特定個人情報は編集できない仕組みとなっている。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の変更</p>
<p>令和2年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>2 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている</p>	<p>3 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 【中間サーバー】 ① 情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の変更</p>
<p>令和2年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>3 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク 【統合宛名管理システム】 ・情報照会・情報提供を宛名管理システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。 ・認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとする。</p>	<p>4 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク 【団体内統合宛名管理システム】 ① システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。 ② 操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ③ 認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとしている。 ④ 宛名管理システム運用管理要綱等により、外部への特定個人情報の持ち出しを禁止等している。 ⑤ 中間サーバー、既存業務システム及び端末との通信を暗号化することで妥当性を確保している。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の変更</p>
<p>令和2年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>3 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	<p>4 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク 【中間サーバー】 ① 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。) ② 団体内統合宛名管理システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④ 職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の変更</p>
<p>令和2年7月29日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>3 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>4 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク ⑤ 中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥ VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑦ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の変更</p>

令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	4 不適切な方法で提供されるリスク 【統合宛名管理システムにおける措置】 ・情報照会・情報提供を行う場合、操作ログを保持し、必要に応じて事後の内部監査等に使用する。 ・認証機能により特定の権限者以外は情報の入手ができない仕組みとしている。 ・統合宛名管理システムでは、統合宛名管理システムで保有する情報全てを連携することはできず、番号法及び条例に基づき認められる情報のみしか提供・移転できない仕組みとする。	5 不適切な方法で提供されるリスク 【団体内統合宛名管理システム】 ① 操作ログを保持し、定期的に確認するとともに、必要に応じて事後の監査等に使用する。 ② 認証機能により特定の権限者以外は情報の提供ができない仕組みとしている。 ③ 法令や条例において認められた特定個人情報以外は提供できないよう権限を制御している。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	4 不適切な方法で提供されるリスク 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。	5 不適切な方法で提供されるリスク 【中間サーバー】 ① セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ② 職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	4 不適切な方法で提供されるリスク 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	5 不適切な方法で提供されるリスク ③ 中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ④ VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑤ 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		6 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 【団体内統合宛名管理システム】 ① 中間サーバーが自動応答せず、担当者が一時入力等により情報提供を行うには、業務承認者(監督職以上)の承認が必要な仕組みとしている。既存業務システムと団体内統合宛名管理システムの間でシステム間連携を行う場合においても、同様の措置を行う既存業務システムにのみシステム間連携が認められている。 ② 法令や条例において認められた特定個人情報以外は提供できないよう権限を制御している。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		6 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 【中間サーバー】 ① 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ② 情報提供データベース管理機能(特定個人情報を副本として保存・管理する機能)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③ 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	5 その他のリスクに対する措置 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。	7 その他のリスクに対する措置 【中間サーバー】 ① 職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。	事後	記載内容の変更

令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 6. 個人情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	5 その他のリスクに対する措置 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	7 その他のリスクに対する措置 ③ 中間サーバーと既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ④ VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑤ 特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ⑥ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスク その他の措置の内容	—	—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 物理的対策 【統合宛名管理システムにおける措置】 ・庁内で専用IDカードにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバに保管。サーバは施錠したラックに設置し、アクセスはID/パスワードによる認証が必要な仕組みとする。 ・電子化された特定個人情報のバックアップを行う。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	1 物理的対策 【団体内統合宛名管理システム】 ① 統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、専用IDカード等により入退室管理されており、防火設備が整っている。 ② サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施設管理を行っている。 ③ サーバ機器等に依る電源についても、UPSを設置し、非常用発電機も備え付けがある。 【中間サーバー】 ① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	2 技術的対策 【統合宛名管理システム】 ・アクセスの監視とアクセスログの取得を行う。 ・統合宛名管理システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	2 技術的対策 【団体内統合宛名管理システム】 ① システムを専用のネットワーク内に設置し、ファイアウォールの設定により、他の庁内ネットワーク及び外部ネットワークとの通信を制限している。 ② アクセスの監視とアクセスログの取得を行い、ログの解析を行う。 ③ ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④ 統合宛名管理システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。 【中間サーバー】 ① UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ② ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③ 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	【団体内統合宛名管理システム】 ① 団体内統合宛名管理システムを利用する職員に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ② 団体内統合宛名管理システムの運用に携わる事業者内において、セキュリティ研修等を実施している。 【中間サーバー】 ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施している。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	—	—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711 企画県民部管理局県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-9497 企画県民部管理局県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	Ⅳ 開示請求、問合せ ③ 法令による特別の手続	—	—	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	Ⅳ 開示請求、問合せ ④ 個人情報ファイル簿への不記載等	—	—	事後	該当ない旨を証するための変更

令和2年7月29日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 神戸市中 央区下山手通5-10-1 078-341-7711	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 神戸市中 央区下山手通5-10-1 078-362-9497	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年7月27日	令和2年6月19日	事後	再実施に伴う変更
令和3年5月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年6月19日	令和3年5月19日	事後	再実施に伴う変更
令和4年5月18日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部障害福祉局障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織改編
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部障害福祉局障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織改編
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④使用の主体	健康福祉部障害福祉局障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織改編
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先 1	健康福祉部子ども局児童課	福祉部児童課	事後	組織改編
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先 2	企画県民部企画財政局税務課	財務部税務課	事後	組織改編
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先 3	県土整備部住宅建築局公営住宅課	まちづくり部公営住宅管理課	事後	組織改編
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先 4	県土整備部まちづくり局市街地整備課	まちづくり部都市計画課	事後	組織改編
令和4年5月18日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先 5	健康福祉部子ども局児童課	福祉部児童課	事後	組織改編
令和4年5月18日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 企画県民部管理局県民情報	福祉部障害福祉課 総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編
令和4年5月18日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	健康福祉部障害福祉局障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織改編
令和4年5月18日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年5月19日	令和4年5月18日	事後	再実施に伴う変更